

資料 1

令和 3 年 第 2 回
八 潮 市 議 会 定 例 会

条 例 案 の 概 要

令和 3 年 6 月 1 日 招 集

議案第44号

八潮市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

審査申出書及び口述書に係る押印等を廃止するための改正

2 内 容

次の書面における押印等を廃止する。

- (1) 審査申出書
- (2) 口述書

3 施行期日

公布の日

議案第45号

八潮市附属機関設置条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

八潮市多文化共生推進プラン策定委員会を廃止するための改正

2 内 容

八潮市多文化共生推進プラン策定委員会を廃止する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

議案第46号

八潮市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

職員のサービスに関する宣誓書に係る署名及び押印を廃止するための改正

2 内 容

新たに職員となった者が任命権者に提出するサービスに関する宣誓書に係る署名及び押印を廃止する。

3 施行期日

公布の日

八潮市税条例等の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方税法等の一部改正に伴う改正

2 内 容

(1) 個人市民税

① 均等割及び所得割の非課税の算定における扶養親族の対象について、年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとする。(第 24 条第 2 項、附則第 5 条第 1 項関係)

② 公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出に係る扶養親族の対象について、年齢 16 歳未満の者に限ることとする。(第 36 条の 3 の 3 第 1 項関係)

※ ①及び②については、国外居住親族に係る扶養控除の見直しによるもの

③ 給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書並びに退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止する。(第 36 条の 3 の 2 第 4 項、第 36 条の 3 の 3 第 4 項、第 53 条の 9 第 3 項及び第 4 項関係)

④ 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、適用期限を 5 年間延長する。(附則第 6 条関係)

現 行 改正後

令和 4 年度まで → 令和 9 年度まで

⑤ 住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を 1 年間延長する。(附則第 26 条第 2 項関係)

現 行 改正後

令和 16 年度まで → 令和 17 年度まで

(2) 固定資産税

地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）について、課税標準に乗ずる本市の特例割合を定める。(附則第 10 条の 2 関係)

特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法の規定により認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に基づき、浸水の防止を図るために取得する一定の償却資産 1 / 3

(法律で定める特例割合の範囲は、1 / 3 を参酌して 1 / 6 以上 1 / 2 以下)

(3) 規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、次の規定は、それぞれに掲げる日

- ① 2(1)④ 令和4年1月1日
- ② 2(1)①・② 令和6年1月1日
- ③ 2(2) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日

(2) 経過措置

所要の措置を設ける。

議案第48号

八潮市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、地域型保育事業者が書面により行うこととされている手続について、電磁的記録により行うことができることとするための改正

2 内 容

- (1) 地域型保育事業者の業務負担軽減の観点から、保育の提供に係る書類の作成、保存等の書面で行うこととされている手続について、電磁的記録により行うことができることとする。
- (2) 規定の整備

3 施行期日

令和3年7月1日。ただし、2(2)は、公布の日